

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	建設リサイクル法関連事業				事業コード	0789
担当課等	所属名	都市整備部 建築指導課			担当係名	
	課長名	武藤 功	担当者名	大志田 博	電話番号	7227

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 8款 5項 4目 建築指導事務(001-01)	
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度			⇒ (開始年度 14年度～)	
事務事業の概要	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法)により、特定建設資材(コンクリート・アスファルト・木材)を使用し、かつ一定規模以上の建築物の解体・新築・増築・修繕／模様替等工事、建築物以外の工作物の工事(土木工事等)の届出について審査、指導、現場パトロールを行うとともに、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成19年盛岡市条例85号)による届出を受付ける。					
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理のため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法)」が平成12年に法制定され平成14年より本格実施されたことによる。 また併せて、「循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)」が平成15年より施行され、届出を受付ける事となった。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
市民からの解体工事に対する適切な工事管理と近隣への危険防止や排出される産業廃棄物の不法投棄の防止などに関する要望が有る。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
法・制度がさらに浸透してきたことより無届工事が減少し、またリサイクルに関する意識も高揚してきており、一層再資源化が図られていくものと思われる。しかしながら届出件数は、近年の建築基準法改正や不況によると思われる住宅着工件数の減少とともに減少傾向にあるが、平成22年度は住宅エコポイント政策などによると思われる件数の増加が若干あった。 また、平成20年4月1日から盛岡市が中核市へ移行したことにより、「循環型地域社会の形成に関する条例」に替わり「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成19年盛岡市条例85号)」が施行され、届出の受付を行っている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	対象建設工事の所有者、対象建設工事	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 対象建設工事	単位	件
				B. 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の工事	単位	件
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 届出書の審査・指導、現場パトロールを行った。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 届出書の審査・指導、現場パトロールを行う。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 対象工事届出件数	単位	件
				B. 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	分別解体による再資源化の促進	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 対象工事届出件数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	件
				B. 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	件
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	快適な住宅地が形成されている 建築物が適正化されている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	対象建設工事	件	969	810	850	859	900	900	年度
対象 指標B	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の工事	件	969	810	850	859	900	900	年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	対象工事届出件数	件	969	810	850	859	900	900	年度
活動 指標B	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数	件	969	810	850	859	900	900	年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	対象工事届出件数	件	969	810	850	859	900	900	年度
成果 指標B	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の届出件数	件	969	810	850	859	900	900	年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0	0	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0	0	0	*****
延べ業務時間数			時間	1,938	1,620	1,700	1,718	1,800	1,800 *****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)			千円	7,752	6,480	6,800	6,872	7,200	7,200 *****
トータルコスト (A) + (B)			千円	7,752	6,480	6,800	6,872	7,200	7,200 *****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 快適な住環境が維持できる。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 建設リサイクル法は法定事務であり、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている。		
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他 理由: 建設リサイクル法及び盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている。		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	↳「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☒ その他 理由: 建設リサイクル法及び盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている。		
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☐ 向上余地がある ☒ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 受動的事務である。		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
その内容: 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることができなくなる。			
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	
	事業名: 建設リサイクル法関連事務		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？		
	統廃合・連携検討 ☐ できる ☒ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ 理由: 当該法は、所管の地方振興局又は特定行政庁が、それぞれ担当しているため、統廃合できない。また、必要に応じて他の地方振興局又は特定行政庁と、情報提供という形で連携を図っている。		
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 事務費は人件費のみであるので削減できない。		
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由: 届出件数が減少しない限り、削減は出来ない。		
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	理由: 法定により適正である。		
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
理由: 法定により適正である。			

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 法改正がない限り現状維持。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 現状維持

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 建築物を通して、リサイクルのほか、廃棄物の減量や適正処理により地球環境への貢献が可能となる。			
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table border="1"><tr><td>☐ 終了 ☒ 継続</td><td rowspan="3">→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携</td></tr><tr><td>☐ 廃止 ☐ 休止</td></tr><tr><td></td></tr></table>  方向付けの理由と改革改善の内容 法目的の周知を図りながら、適切な審査・相談や適時にパトロールを実施する。		☐ 終了 ☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携	☐ 廃止 ☐ 休止
☐ 終了 ☒ 継続	→ ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携				
☐ 廃止 ☐ 休止					